

第 21 期愛知県内水面漁場管理委員会

第 12 回 会 議 議 事 録

令和 5 年 12 月 22 日
内水面漁場管理委員会委員室

日	時	令和5年12月22日(金)午後1時30分から午後2時40分まで			
場	所	内水面漁場管理委員会委員室			
議	題	第1号議案	漁業の免許申請について(諮問)		
		第2号議案	遊漁規則の制定について(諮問)		
		第3号議案	貝けた網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)		
		報告事項1	漁業権における資源管理の状況等の報告について		
		報告事項2	漁場実態に関する調査結果について		
出席委員		田村 憲二	林 讓治	宮川 宗記	愛敬 春男
		山口 邦夫	村松孝太朗	高橋 健二	大内 徳明
		中川弥智子(WEB)			
欠席委員		田代 喬			
事務局職員			書記長	鈴木 照夫	
			主査	黒田 拓男	
			非常勤職員	井上 容子	
農業水産局	水産振興監	岡本 俊治			
	水産課	課長	柴田 晋作		
	〃	担当課長	坂口 泰治		
	〃	課長補佐	大橋 昭彦		
	〃	課長補佐	荒川 哲也		
	〃	課長補佐	原田 誠		
	〃	技師	和地 柚貴		

事務局（鈴木）

開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。
資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、第3号議案、報告事項1、報告事項2の以上7種類です。過不足はございませんでしょうか。

（資料確認）

それでは、ただ今から第12回愛知県内水面漁場管理委員会会議を開催します。

最初に田村会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（田村）

第12回愛知県内水面漁場管理委員会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員各位、また、行政関係者の皆様には師走の大変お忙しい中、当会議に御出席いただきまして、お礼を申し上げます。

さて、12月の下旬ということで、いよいよ今年も残りわずかとなってまいりました。

今年は、10年に1回の共同漁業権の一斉切替えの年ということで、内水面漁場計画に係る審議、またそれにまつわる公聴会の開催をしましてまいりましたが、本日は、免許申請及び遊漁規則の制定に係る審議ということでありまして、来年1月からの漁業権免許に向けて委員会としては最後の手続きです。

今回申請のあった遊漁規則をみますと、10年前にはなかったオンラインシステムに係る内容が盛り込まれていたり、新たにキャッチアンドリリース区を設定されるなど、世の中のニーズを読み取りながら、漁協さんもいろいろと取り組まれていると感じます。

こういった漁協さんの御尽力が実り、多くの遊漁者で本県の河川が賑わうことを期待しております。

本日の議題は、議案3件、報告事項2件となっております。

委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたしまして、私の挨拶といたします。

事務局（鈴木）

ありがとうございました。
続きまして、岡本水産振興監から御挨拶をお願いいたします。

水産振興監（岡本）

第12回愛知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、年末のお忙しい中、またお寒い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

暖かい日が続いておりましたが、ようやく冬らしい寒さを感じる次第です。12月下旬ということで、シラスウナギの採捕が始まるというシーズンがやってまいりました。

シラスウナギ採捕の知事許可漁業化につきましては、先般の委員会で御審議いただきましたが、トラブル無く順調に採捕していただけるように願っているところであります。

採捕の状況につきましては、一足早く解禁した九州などでは、本格的には採れていないようですが、台湾では12月に入ってから採れ始めているようでありまして、今シーズンが好漁となることを祈念しております。

年が明けますと、アマゴ漁の解禁、アユ漁に向けての準備となつてまいります。今年6月の豪雨で、各漁協さんは大変御苦労されたので、来年は異常な気象もなく順調にアユが育って、多くの遊漁者の方が来ていただけることを期待しております。

本日は議案3件と報告事項が2件と盛りだくさんになっております。慎重な審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

事務局（鈴木）

ありがとうございました。

本日は定数10名のうち、WEBによる出席1名の方を含め9名の出席を得ましたので、漁業法第173条で準用する第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立いたしました。

それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして田村会長

<p>会 長（ 田 村 ）</p>	<p>に議長をお願いいたします。</p> <p>私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第 11 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、宮川委員、大内委員をお願いいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案の「漁業の免許申請について」水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水 産 課（ 黒 田 ）</p>	<p>第 1 号議案の「漁業の免許申請について」を御説明します。</p> <p>漁業の免許申請があった時は、知事は内水面漁業調整委員会の意見を聴く旨が漁業法の規定にございますので、今般、貴委員会の御意見を伺いたく諮問するものでございます。</p> <p>資料 1 ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。</p> <p>「 諮 問 文 朗 読 」</p> <p>資料 4 ページが 9 月 11 日に水産課ウェブページにて掲載した内容でございまして、5 ページから 13 ページまでが内水面漁場計画でございまして、</p> <p>共同漁業につきましては、資料 6 ページの内共第 1 号から、資料 12 ページの内共第 21 号まで、区画漁業につきましては、資料 13 ページの内区第 1 号及び内区第 2 号でございまして、</p> <p>資料 14 ページを御覧ください。</p> <p>こちらは、関係法令を抜粋した参考資料でございまして、</p> <p>漁業法第 71 条において、免許をしない場合が規定されております。</p> <p>第 1 項第 1 号では申請者が適格性を有する者でないこと、第 2 号では内水面漁場計画の内容と異なる申請があった場合、第 3 号</p>

では申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合、第4号では免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合、又は水面が他人の占有に係る場合は、その所有者又は占有者の同意がないとき、となっております。

資料2ページにお戻りください。

こちらは、提出のあった共同漁業の免許申請を整理したものでございます。

左から公示番号、申請者、カッコ内は共同申請者、申請書、添付書類、総会の特別決議、適格性の有無、漁場敷地所有者又は水面占有者の同意を示してございます。

申請手続きの欄につきましては、内容が適当である場合は○、不適当である場合は×としております。

公示した共同漁業の全21漁業権に対する免許申請につきましては、いずれの漁業権に対しても1件の申請でございました。

申請書、増殖計画書、代表者選定届などの添付書類、総会の特別決議につきまして、内容を確認しましたところ、いずれの申請も適当と認められるものでありまして、内水面漁場計画の内容と異なる申請はございませんでした。

適格性の判定につきましては、表の下の※以下を御覧ください。

漁業法第72条第2項第2号の規定により、関係地区内に住所を有し、1年に30日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者の属する世帯数のうち、申請した漁業協同組合の組合員の世帯数の割合が3分の2以上の場合、申請した漁業協同組合は適格性を有すると判定することとなっております。

各申請者につきまして適格性を確認しましたところ、「適格性の有無」の欄のとおり、いずれの申請についても、漁業法第72条第2項第2号の要件を満たすものでございました。

漁場敷地所有者又は水面占有者の同意につきましては、表一番右の欄のとおり、該当する漁業権につきましては、いずれも同意書が添付されております。

なお、内共第6号につきましては、豊川上漁協を代表者として寒狭川下漁協及び下豊川漁協の3漁協による共同申請がなされております。

現行の免許は当該3漁協に三輪川下漁協を加えた4漁協で共有していますが、三輪川下漁協は、近年は内共第7号漁場が主漁場であり、内共第6号漁場での漁業実態がないことから共同申請しないとのことであります。

続きまして、提出のあった区画漁業の免許申請について御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

公示した区画漁業の2漁業権に対する免許申請につきましては、いずれの漁業権に対しても1件の申請でございました。

申請書、添付書類、内容を確認しましたところ、いずれの申請も適当と認められるものでありまして、内水面漁場計画の内容と異なる申請はございませんでした。

適格性の判定につきましては、個別漁業権においては、表の下の※以下のとおりでありまして、漁業法第72条第1項の規定により、法令を遵守しない者や暴力団関係者でない者は、適格性を有すると判定することとなっております。

申請者はいずれも現漁業権者であり、これまで法令違反にあたる事例は確認されていないとともに、第72条第1項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書が提出されております。

漁場敷地所有者又は水面占有者の同意につきましては、表一番右の欄のとおり、いずれの漁業権につきましても、同意書が添付されております。

説明は以上となります。

今回の免許申請の内容につきまして、御意見がございましたらよろしく願いいたします。

会長（田村）

ありがとうございました。

ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。WEB

	<p>参加の中川委員からも何か御質問等はございますか。</p> <p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	（異議無し）
会長（田村）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。意見なしとすることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙手全員）
会長（田村）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「漁業の免許申請について」は、意見なしといたします。</p> <p>続きまして、第2号議案「遊漁規則の制定について」水産課から説明をお願いいたします。</p>
水産課（黒田）	<p>第2号議案「遊漁規則の制定について」御説明いたします。</p> <p>先ほどの第1号議案で御審議いただきました共同漁業権につきまして、免許を受ける漁協から、漁業法第170条第1項の規定に基づき、知事への遊漁規則認可申請があったものでありまして、委員会の御意見を伺うものでございます。</p> <p>資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。</p> <p>「諮問文朗読」</p> <p>内容に入る前に、遊漁規則の概要につきまして、簡単に御説明いたします。</p> <p>まず、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた漁協は2</p>

つの規則を定めることとなります。1つは漁協組合員の採捕に関するルールである漁業権行使規則、もう1つは組合員以外、すなわち遊漁者の採捕に関するルール、こちらが遊漁規則であります。どちらの規則も県の認可を受ける必要がありますが、特に遊漁規則につきましては、認可申請を受けた県は内水面漁場管理委員会から意見を聴くことが漁業法で規定されているため、今回諮問するものでございます。

それでは、右肩に参考資料1と書かれた資料の1ページを御覧ください。

今説明しました内容につきましては、漁業法第170条第1項及び第4項に規定をされております。県が認可するに当たり、審査すべき内容につきましては、同条第5項で規定されております。

1つは遊漁を不当に制限するものでないこと、もう1つは遊漁料の額が増殖や漁場の管理に要する費用と比べて妥当であることでございます。

それでは参考資料1の2ページを御覧ください。

こちらは水産庁の遊漁規則の認可に関する通知、いわゆる技術的助言でありまして、審査の考え方が示されております。

下線で示しております(1)遊漁を不当に制限するかどうかにつきましては以下の①から④に示されていますが、例えば漁業権行使規則で、特に組合員に対して漁具・漁法の制限やキャッチアンドリリース区間の設定などしていないにも関わらず、遊漁規則で遊漁者に制限を課すは不当であるといった内容でございます。

(2)の遊漁料の額が妥当かどうかにつきましては、以下の①から⑤に示されておりまして、要約しますと、増殖や漁場管理に要する費用の算定が妥当であるか、また、組合員と遊漁者の利用人数や漁獲量の比率などを勘案して、組合員の負担と遊漁料が公平であるか、といった観点で審査することになります。

次に遊漁規則に規定される内容につきまして御説明いたします。

4ページを御覧ください。こちらは今回の漁業権一斉切替にあ

たり、水産庁が示した遊漁規則例でございます。なお、条文中で網掛けとなっているところにつきましては、10年前に水産庁が示した規則例から変更された箇所でございます。第1条の目的に始まり、第2条の遊漁の承認及び遊漁料の納付義務、第3条のキャッチアンドリリース区間の設置、5ページ、第4条の漁具・漁法の制限、第5条の遊漁期間、第6条の禁止区域、第7条の全長の制限、6ページ、第8条の尾数の制限、第9条の遊漁料の額及び納付方法、7ページ、第10条の遊漁承認証に関する事項、8ページ、第11条の県内共通遊漁の承認等に関する事項、9ページ、第12条の遊漁に際し守るべき事項、第13条の漁場監視員、最後に10ページ、第14条の違反者に対する措置、といったことが規定をされております。

今回示された規則例にはオンラインシステムに関する内容が盛り込まれるなど近年の遊漁の情勢を勘案した内容となっております。また、資源の管理方法として、新しい尾数の制限の項目等が追加されております。

以上が遊漁規則の概要の説明でございます。

それでは、今回申請のあった遊漁規則の内容に移らせていただきます。

資料の2ページを御覧ください。

免許申請に係る17漁協から認可申請が提出されております。3ページ以降に各漁協の遊漁規則を付けてございますが、該当するページにつきましては、表一番右の欄に記載しております。今回申請のありました遊漁規則につきまして内容を確認しましたところ、いずれも内水面漁場計画や水産庁規則例と整合性があり、県漁業調整規則に規定する制限を逸脱する内容もございません。また、漁業権行使規則とその内容を比較検討しましたところ、遊漁の不当な制限はないと判断されるものであります。本来であれば、ひとつひとつの遊漁規則の内容について御説明したいところですが、限られた時間の中で全てを説明することは難しいため、ポイントを絞って御説明させていただきます。

右肩に参考資料 2 と書かれた資料を御覧ください。

こちらが今回申請のあった遊漁規則のポイントをまとめたものでございます。

1 の遊漁の承認申請、遊漁料の納付、遊漁承認証の交付等につきましては、17 漁協中 12 漁協において、先の水産庁の規則例に倣い、オンラインシステムで可能である旨の規定が追加されております。

2 のキャッチアンドリリース区間の設置につきましては、寒狭川中部漁協（内共 9 号）及び寒狭川上流漁協（内共 10 号）で新規設定、名倉川漁協（内共 13 号）では区間を拡大しております。いずれも漁場の一部をキャッチアンドリリース区間に設定することで資源の有効利用を図るものでございます。なお、寒狭川上流漁協においては当貝津川で組合が定めて公表した区間としておりますが、公表は遊漁券販売所で掲示するほか、組合 WEB サイトにて公表する旨規定されております。

3 のルアー釣・毛針釣専用区間の設置につきましては、寒狭川中部漁協（内共 9 号）において、アマゴで新規設定、名倉川漁協（内共 13 号）では区間を拡大しております。いずれもキャッチアンドリリース区間に設定されており、ルアー釣及び毛針釣専用区間を設定することで漁場の利用調整を図るものでございます。なお、表に記載の 2 つの漁協の他、大入川漁協（内共 1 号）でニジマスを対象魚種として設定されております。

4 の特定釣り漁場の設置につきましては、寒狭川中部漁協（内共 9 号）がアマゴを対象魚種として島田川の一部区間で新規設定しております。これは初心者や家族連れといったビギナーを始めとした新たな釣り客需要を掘り起こすため、定期的に集中して放流することにより、特に魚影の濃い区域を設けるものでございます。

当該区域は漁場としての利用が低い区域でありまして、えん堤により区切られた 1.3km と、ごく限られた区間であることなどから、漁業調整上支障を及ぼすものではないと判断されます。

一方、名倉川漁協（内共 11 号）においては平成 17 年に設置した特定釣り漁場を廃止としております。

当初の目的は、寒狭川中部漁協と同じく新たな釣り客需要の掘り起こしであります。現状は平成 30 年に設定したキャッチアンドリリース区間がその役割を担っておりまして、特定釣り漁場については廃止するものでございます。

5 の尾数の制限につきましては、大入川漁協（内共 1 号）でニジマス、寒狭川中部漁協（内共 9 号）でアユ及びアマゴで新規設定されております。

いずれの内容につきましても、資源の有効利用を図るものでございまして、現状の組合員及び遊漁者の採捕尾数の状況を勘案したうえで設定したものでございます。

以上が、今回申請のありました遊漁規則のポイントでございます。

続きまして、遊漁料について御説明いたします。

参考資料 2 の 2 ページを御覧ください。

こちらが今回申請のあった遊漁料の一覧でございます。

遊漁規則毎に整理しており、左から、漁協名、免許番号、魚種、遊漁券の種類、現行と切替後の金額、現場加算金、減免措置の内容の順で記載しております。

現行の遊漁料からの主な変更点について御説明いたします。

まず、アユにつきましては、一部の漁協で遊漁料の設定期間の変更がございます。

現行の規則において、例えば解禁から 30 日までと 30 日以降のように、2 期に区分して設定していた遊漁料を、年間統一の遊漁料にするものでございます。

2 ページの大入川漁協（内共 1 号）、振草川漁協（内共 4 号及び 5 号）、4 ページの寒狭川中部漁協（内共 9 号）、寒狭川上流漁協（内共 10 号）、6 ページの岡崎市漁協（内共 18 号）の 5 漁協が該当します。

アマゴ及び雑魚につきましては、一部の漁協で遊漁料の統合が

なされております。

現行規則で区分していたアマゴと雑魚の遊漁料を、雑魚として統合、もしくは同一の遊漁料にするものでございます。

4ページの寒狭川中部漁協（内共9号）、寒狭川上流漁協（内共10号）、5ページの名倉川漁協（内共11,12,13号）の3漁協が該当します。

4ページの寒狭川中部漁協（内共9号）を御覧ください。

先ほど御説明いたしました特定釣り漁場におきまして、通常の遊漁料の額とは別に金額を設定しております。

特定釣り漁場は、一人あたり3,000円であり、通常のアマゴ日券1,800円に対して高めに設定されておりますが、これは特定釣り漁場の設置において発生する放流経費や管理費と利用見込み人数から算出されたものでございます。

5ページを御覧ください。

名倉川漁協（内共11,12,13号）及び三河湖漁協（内共17号）につきましては、その他に当たる遊漁料の設定を廃止しております。

これは、雑魚の使用可能漁具から網漁具を削除したことによるものです。

6ページの油ヶ渚漁協を御覧ください。

油ヶ渚漁協（内共20号）につきましては、竿釣り年券の購入者がいない実態を踏まえまして、年券の設定を廃止しております。

次に、遊漁料の増減につきまして、総括的に御説明させていただきます。

6ページの下を御覧ください。

こちらは、竿釣り日券、年券及びその他の遊漁料の額につきまして、現行と比較して、値上げ、同額、値下げとした漁協の数を整理したものでございます。

アユにつきましては、竿釣り日券、年券ともに半数弱の漁協で値上げ、一方、網漁具などのその他につきましては、1漁協を除いて据え置きとしております。

	<p>アマゴにつきましては、竿釣日券、年券ともに半数近くの漁協が値上げとしております。</p> <p>雑魚につきましては、アマゴとの遊漁料の統合の関係もございまして、3割程度の漁協で値上げとしております。</p> <p>近年の物価高騰などの影響を受けまして、多くの漁協で値上げとなっておりますが、いずれの遊漁料にいたしましても、増殖や漁場管理に係る経費、組合員及び遊漁者の漁場の利用状況、これらを基に算出した遊漁料基準額の範囲内でありまして、遊漁料の額が増殖及び漁場の管理に要する費用に比して妥当であると判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長（田村）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。中川委員さんもあれば、よろしく申し上げます。</p>
	<p>質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
<p>委員（多数）</p>	<p>（異議無し）</p>
<p>会長（田村）</p>	<p>異議無しの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。</p>
<p>委員（全員）</p>	<p>（挙手全員）</p>
<p>会長（田村）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「遊漁規則の制定について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p>

水産課（荒川）

続きまして、第3号議案「貝けた網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。

第3号議案「貝けた網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

「諮問文朗読」

内水面で行う貝けた網漁業につきましては、令和6年2月29日に許可の有効期間の満了を迎えます。

当該漁業は許可の取扱方針により、シジミ資源が認められた場合に許可するとなっていることから、本年9月12日に資源調査を実施しましたところ、シジミ資源が確認されたため、昨年引き続き許可を行うこととし、当該漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問するものです。

2ページの別紙を御覧ください。表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を示しています。

始めに真ん中の欄、制限措置の内容を御覧ください。

(1)の漁業種類は、貝けた網漁業、(2)の許可又は起業を認可すべき船舶等の数は14隻としております。これにつきましては、平年並みの資源量が確認されていることと、関係漁業者団体内の協議の結果、トラブルの発生しない隻数と判断されたことから、この隻数といたしました。

(3)以降の制限措置について、昨年度の許可から変更はございませんが、続けて御説明いたします。

(3)船舶総トン数は、2トン未満であって許可証に記載された総トン数、(4)の推進機関の馬力数は、127キロワット以下であって許可証に記載された馬力数。

(5)の操業区域は、木曾川のうち東海大橋下流端から下流の

愛知県内、(6)の漁業時期は、1月1日から12月31日までと
しております。

(7)の漁業を営む者の資格は、当該漁業に使用する船舶、漁
船法第2条第1項第1号に規定する船舶を使用する権利を有する
者としております。

表の右の欄、申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則
第11条第2項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごと
に定めると規定されており、今回は令和6年1月5日金曜日午前
8時45分から令和6年2月6日火曜日午後5時30分までとして
おります。

なお、許可の有効期間は取扱方針で1年以内としていることか
ら、前回許可と同様、1年といたします。

最後に、参考として3ページ、4ページに申請を受けるにあた
り県WEBページ上で公開される公示文の案を、5ページに関係す
る県漁業調整規則の抜粋を載せております。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

会長(田村)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございま
すでしょうか。中川委員さんもあれば、よろしく願います。

委員(宮川)

いいですか。

9月に行われた調査で、どの程度平年並みか、資源量の具体的
に数字で挙げられるものがあつたら、教えていただきたい。

水産課(荒川)

9月に行われました試験曳きにつきましては、資源量が53トン
と推定されております。昨年度は35トンの資源量が推定されてお
りますので、昨年比べて多いという状況になっております。

会長(田村)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

	<p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	（異議無し）
会長（田村）	異議無しの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	（挙手全員）
会長（田村）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「貝けた網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>次に報告事項1の「漁業権における資源管理の状況等の報告について」水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（黒田）	<p>それでは、報告事項1「漁業権における資源管理の状況等の報告について」御説明いたします。</p> <p>資料の1ページを御覧ください。</p> <p>まず、1の制度の概要について御説明いたします。</p> <p>漁業法に基づき、漁業権者は、漁業権における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を、1年に1回以上、知事の定める日までに知事に報告しなければならないこととなっております。</p> <p>また、知事は内水面漁場管理委員会に対し、漁業権者から報告に関して意見を付して、1年に1回以上の報告が必要であり、漁業権が適切かつ有効に活用されていない場合は、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、指導・勧告を行うこととなります。</p> <p>これらのことを定めた関係法令については、2ページ及び3ページに参考として掲載しております。</p>

このため、今回の委員会において、2 資源管理の状況等及び県からの意見について報告させていただきます。

まず、今年度の報告の対象とした期間でございますが、共同漁業権、区画漁業権ともに、令和4年1月1日から令和4年12月31日までとしました。

報告内容を基に、資源管理に関する取組、漁場の活用状況及び組合員行使権の行使状況を評価し、漁業権が適切かつ有効に活用されているか否かを判断しました。

その結果につきまして、4ページに掲載しましたので御覧ください。

表は左から、免許番号、漁業権者、評価項目である「資源管理に関する取組状況」、「漁場の活用状況」、「組合員行使権の行使状況」の判断結果、「適切かつ有効」に活用されているかの判断結果を示しており、取組や活用等がなされている場合は「○」、そうでない場合は「×」と記載しています。

それでは、結果について御説明いたします。

まず、資源管理に関する取組につきましては、全ての共同漁業権において、漁業権行使規則の遵守や、漁具漁法の制限、一部目標数量未達成の組合もありましたが、増殖行為が実施されました。

区画漁業権においては、漁業紛争や他者の生産活動を妨げる行為、漁場環境に悪影響を与える行為などの報告はありませんでした。

漁業権に関する漁場紛争等の発生や他者の生産活動を妨げる行為は確認しておらず、種苗放流や産卵場造成の実施が確認されていることから、資源管理に関する取組が適切に行われていると判断されました。

漁場の活用状況及び組合員行使権の行使状況については、操業日数や漁獲量、遊漁者数を確認したところ、全ての漁場が有効に活用されていると判断されました。

以上のことから、県といたしましては、全ての漁業権が「適切

<p>会長（田村）</p>	<p>かつ有効」に活用されていると判断いたしました。 報告は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の報告につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>質問等もないようですので、次に報告事項2「漁場実態に関する調査結果について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局（黒田）</p>	<p>それでは、報告事項2「漁場実態に関する調査結果について」御説明いたします。</p> <p>第10回委員会で承認されました委員会が実施する「漁場実態に関する調査」について、その結果を取りまとめましたので御報告させていただきます。</p> <p>調査は、外来生物の生息・被害状況について、魚病の発生状況について、鳥類による食害対策について、漁場環境の保全について、の4項目について行いました。</p> <p>それでは、1ページを御覧ください。「I 外来生物の生息・被害状況について」でございます。</p> <p>以下の表により各漁協にアンケートを実施しまして、表の左から、河川湖沼名、漁業権番号、外来生物名、生息数、被害の確認方法、被害の状況、駆除等の方法、遊漁者の状況について回答を頂いております。</p> <p>今回、12 漁業権・12 漁協から外来生物による被害報告がございました。</p> <p>なお、本県内水面全体の免許漁業権数は 23 件、漁協数は 19 漁協であります。</p> <p>報告された外来生物は、報告数の多い順に、オオクチバスが 9 件、ブルーギルが 8 件、コクチバスが 3 件、ブラウントラウトが 2 件、ギギが 1 件でございました。</p> <p>生息数につきましては、河川等により状況は異なりますが、前</p>

年との比較では、全体としては概ね横ばいといえる状況でした。

被害の状況といたしましては、フナ、オイカワ、コイ、ウグイ等の魚類全般の減少が挙げられました。

駆除に取り組んだ漁協につきましては、5漁業権（6漁協）でありまして、駆除方法は、主に刺し網や釣りによるものでした。

2ページを御覧ください。2の「実施した外来魚駆除についての課題や問題点」につきましては、小型魚の駆除方法や、近隣からの流入対策といった課題が挙げられており、3の「その他意見」におきましては、本年6月の三河豪雨の影響に関する報告や、密放流対策に関する意見がありました。

次に、3ページを御覧ください。

「Ⅱ 魚病の発生状況について」でございます。

1の冷水病の発生状況につきましては、今年度は全ての漁協で確認されたとの報告はありませんでした。

なお、発生報告があった漁業権数の過去5年の傾向といたしましては、H29の5漁業権をピークに減少傾向にあります。

2の冷水病対策の実施につきましては、10漁協から実施したと回答がありました。

3の本年度に実施した対策につきましては、「水温上昇を待つて放流した」が5漁協、「冷水病に強い種苗を放流した」が3漁協、「他川からのおとりアユの持ち込みを禁止した」が2漁協、その他につきましては、加温処理した種苗を購入やルアーを使用した友釣りの導入による釣場でのおとりアユの確保、といった対策が挙げられておりました。

4の「今後実施予定の冷水病対策」につきましては、本年度と同様の対策が挙げられております。

5の「エドワジエラ・イクタルリ症の発生状況」につきましては、全ての漁協で確認されたとの報告はありませんでした。

なお、エドワジエラ・イクタルリ症につきましては、平成29年の1件を最後に、発生確認の報告はございません。

次に、4ページを御覧ください。

「Ⅲ 鳥類による食害対策について」でございます。

1の鳥類による食害状況、駆除等の方法などについては、以下の表によりアンケートを実施しまして、表の左から、河川湖沼名、漁業権番号、鳥類名、生息数、被害の状況、駆除等の方法、駆除数、特記事項について回答をいただいております。

回答結果は、5ページまで続いております。

今回、16漁業権・17漁協から鳥類による被害報告がありました。

確認された鳥類は、報告数の多い順に、カワウが18漁業権、ダイサギを含むシラサギ類が9漁業権、アオサギが6漁業権、カモ類であるカワアイサが1漁業権でございました。

生息数につきましては、多いと回答する漁業権が多数でありまして、前年との比較では、カワウは一部で増加、サギ類は横ばいといった状況でありました。

被害の状況としましては、放流直後のアユの食害が最も多く挙げられております。

方法につきましては、主に銃器駆除、花火による追い払い、テグス張りによる飛来防止であり、積極的に取り組まれている漁協が多数でありました。

続きまして、6ページを御覧ください。

2の「鳥類の生息数と被害額について」でございます。

(1)は、実態を把握していると回答した漁協の結果をとりまとめたものです。

生息数は、漁協により差はありますが、カワウで、漁協からの最も少ない報告で50羽、最も多い報告で500羽以上でした。サギ類は1漁協から100羽以上、アイサは1漁協から30羽以上との報告がありました。

被害魚種は、アユ、アマゴをはじめとした魚類全般であり、被害額は、詳細は不明と回答した漁協がほとんどでありましたが、1漁協から、百万円以上との報告がありました。

続いて、(2)は、実態を把握していないと回答した漁協の結果です。

生息数は「増加傾向」が6件、「変化なし」が8件、「減少傾向」が2件でした。

被害魚種は魚類全般であり、被害額は、「増加傾向」が6件、「変化なし」が8件、「減少傾向」が2件ということで、依然として鳥類による食害が継続していると言えます。

3の「駆除または追い払いの効果について」を御覧ください。

「駆除、追い払いをしているが被害の減少に至っていない」が12件、「駆除、追い払いにより一定の成果を挙げている」が5件、「思うような対策を実施するだけの財源が不足している」が3件、「効果的な駆除方法が確立されていない」が2件、「単県よりも広域的な単位で対策を講じる必要がある」が1件でした。

その他として、抜本的な対策の必要性や猟友会による駆除活動に関する課題などが挙げられておりました。

また、4の「その他意見」につきましては、カワウのねぐら対策やドローン対策に関する課題などが挙げられておりました。

次に7ページを御覧ください。

「IV 漁場環境の保全について」でございます。

1の「河川流域の生態系、森林、水質などの問題」につきましては、回答の多い順に「土砂の流入及び堆積」が9件、「アシ等の異常繁茂による漁場の縮小」が6件、「排水による水質の富栄養化」が5件、「オオカナダモ、カワシオグサ等の異常繁殖による悪影響」及び「森林伐採等による河川流量の変化」が4件、「災害復旧事業等による河川環境の均一化」が3件でした。

「その他」につきましては、河床の低下、砂泥の堆積、水質の改善などに係る内容が挙げられておりました。

2の「ダム、魚道等の河川工作物の問題について」は、回答の多い順に「ダムからの濁水の放出」及び「魚道の機能不全」が5件、「ダムからの低温水の放出」が3件でした。

「その他」につきましては、8ページに続きますが、ダムによる河川の濁りといった水質に関する内容、ダムによる砂礫の流下減少といった河床に関する内容、魚道の設置・補修に関する内容

	<p>などが挙げられておりました。</p> <p>最後に、3の「その他意見」につきましては、河床関連では、砂礫の流下やヘドロ除去に関する要望、魚道関連では、魚道の設置及び不要工作物の撤去に関する要望、その他には、山の間伐等の手入れと広葉樹の増加といった要望がありました。</p> <p>以上が今回の漁場実態調査を取りまとめたものでございます。</p> <p>この調査結果は、全国内水面漁場管理委員会連合会が農林水産省など関係省庁に対して、内水面漁業が抱える様々な問題解決に向けた提案行動を実施するにあたり、各都道府県の実態把握のために用いられるものであります。</p> <p>回答いただいた漁業協同組合へは取りまとめ結果を報告させていただくとともに、関係機関へ情報提供してまいります。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
<p>会長（田村）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
<p>委員（高橋）</p>	<p>11月に 長良川と木曾川で外来生物を駆除するというテレビ放映がありました。その時使用したのが電気ショッカーだったと思うのですが、その成果と愛知県でも同様な駆除をやっていくのかどうか、わかれば教えてください。</p>
<p>水産課（原田）</p>	<p>テレビで岐阜県さんでそのような対策をやるということが報道されていたことは承知しております。</p> <p>岐阜県さんで今どういった対策ができるか、いろいろと検討されている段階だそうです。愛知県の方へもオブザーバーとして参加できるかの打診があり、検討しているということで、こちらから成果等情報提供できるような状況ではございませんことを御承知ください。</p>
<p>委員（高橋）</p>	<p>はい、わかりました。</p>

会 長（ 田 村 ）

他にいかがですか。中川委員さんもいいですか。

他に質問等もないようですので、本日予定の議題は全て終了しました。

これをもちまして第21期第12回委員会を終了します。

委員の皆様、お疲れ様でした。

議 長

議事録署名者

議事録署名者

